清掃業務の実施基準について

資料３－２

１　目的

本施設の性格上、利用者が常に快適かつ清潔な環境で利用できるように、建物内外の環境を衛生的に良好な状態に保持するとともに、併せて建物の耐久化を図ることを目的とする。

２　概要

以下に記載の内容を基本として日常清掃及び定期清掃を実施すること。

　　　なお、この要領に記載のない事項であっても、建物の管理保存又は美観上必要と認められる軽微な部分は、指定管理者の負担により実施するものとする。

３　業務内容

（１）作業場所及び方法

　　　　別表のとおり。作業場所については、募集要項の資料１の管理区域とする。

（２）日常清掃

　　ア）　作業は、原則として毎日行うこと。ただし、葬祭場の休場日は休日とする。

　　イ）　作業時間については、利用者に配慮し、日々の式場等の利用状況に応じて柔軟に調整すること。

　　ウ）　作業完了後も、適宜巡回し、ごみや便器の汚れ等を除去すること。

　　エ）　作業の際は、利用者に迷惑がかからないよう細心の注意を払って実施すること。

（３）定期清掃

　　　　作業は、補足資料の別表のとおり定期的に行うこと。

（４）その他

作業員には、一定の服装及び名札を着用させ、作業員であることを明瞭にすること。

４　実施の計画及び報告

本市と指定管理者の間で締結する協定書に基づき、事前に清掃作業実施計画書を提出し、本市職員の承認を得るとともに、事後に清掃作業実施報告書を提出すること。

５　清掃機械器具、諸材料等

（１）品質

　　　　作業に使用する機械器具及び諸材料等は適性かつ良質なものを用いること。

（２）費用負担

　　　　作業に使用する機械器具、諸材料（トイレットペーパー、石鹸水、ごみ袋等）、光熱水費等の一切は指定管理者の負担とする。

（３）保管場所

　　　　作業に使用する機械器具は清掃用具庫に保管することが可能である。

６　ごみの処理

（１）毎日(休場日を除く。)１回実施すること。

（２）ごみは、中身の見える袋に詰めてごみ置き場に搬入すること。ごみ減量・リサイクルの観点から、空き缶・空き瓶・ペットボトル等は分別・リサイクルを行うこと。なお、ごみ処理は廃棄物処理法に基づいて適正に処理を行うこと。

（３）たばこの吸い殻は、水を注いで消火の確認をした上で、上記（２）と同様の処理をすること。

７　その他

（１）共同管理部分

阿倍野複合施設を構成する他の施設の管理者との共同管理部分については、上記「３　業務内容」にかかわらず、構成施設の設置者間の協定に基づき、協力を行うこと。

　　　　なお、葬祭場の管理部分であっても、他の施設の維持管理に関わる場合は、当該施設の管理者と事前に協議を行うほか、他の管理者の管理部分であっても、必要に応じて協力するものとする。

（２）式場等の利用者専用部分

　　　　式場、遺族控室、宗教者（僧侶）控室、多目的室等の利用者専用部分については、利用者に清掃させるとともに、これらの部分で発生したごみについては、利用者に持ち帰らせ、現状回復させること。

（３）清掃員控室

　　　　用意していない。